



そなえ防災

あきる野市防災・安心地域委員会

平成 30 年 9 月 30 日

(第 12 号)

発行責任者

防災・安心地域委員会

本部長 大久保 春彦

“自分の命は自分で守る” を合言葉に



防災・安心地域委員会
本部長 大久保春彦

この6月に防災・安心地域委員会の本部長を仰せつかりました大久保です。

防災・安心地域委員会が設立して 10 年、設立当初より地域委員会をここまで育ててこられた前本部長倉田克治氏に敬意を表すと共に、これまでの取組を継続し、災害に備えた活動を市民の皆様方と一緒に進めてまいります。

自然災害を防ぐことはできません。災害が発生した時に“被害を最小にする”“自分の命は自分で守る”ために何をすべきか、できる事から一つ一つ実行する、を基本に取り組みたいと思います。

具体的な活動としては、これまでの取り組みを継続すると共に、「地域と学校が連携した防災の取組」と「市民一人一人が“自分の命は自分で守る”という防災意識/防災知識をたかめる啓発活動」を推進します。

「地域と学校が連携した防災の取組」については、災害発生時、小中学校の校庭は広域避難場所、体育館は指定避難所に指定されており、学校は防災の拠点です。また、そこに通う子供達は地域の大切な宝です。

この事からも、地域と学校の連携は不可欠であり、日頃から連携、協力体制を推進する必要があると考えます。

「大阪北部地震」「西日本豪雨」で犠牲になられた方に心から哀悼の意を表しますが、「大阪北部地震」では日頃から注意喚起されていた“ブロック塀”“家具転倒”が要因で犠牲になられており残念でなりません。

また、「西日本豪雨」では、浸水区域と市作成ハザードマップの浸水想定エリアが一致して、ハザードマップの重要性が再認識されております。

この現実からも、防災に関する基本事項の啓発は“しつこい”と言われても実施しなければならない、と考えます。

いつ発生するかわからない自然災害への備えは難しい事ですが、災害発生時“被害を最小限にする”には「**自分の命は自分で守る**」という強い意志と、「**隣近所の助け合い**」が重要であり、この2つを合言葉に皆様方と取り組みたいと思いますので、宜しくお願いいたします。

いつ発生するかわからない自然災害への備えは難しい事ですが、災害発生時“被害を最小限にする”には「**自分の命は自分で守る**」という強い意志と、「**隣近所の助け合い**」が重要であり、この2つを合言葉に皆様方と取り組みたいと思いますので、宜しくお願いいたします。

東京都・あきる野市合同風水害訓練を実施しました

平成 30 年 6 月 24 日、戸倉しろやまテラス等で東京都・あきる野市合同風水害訓練を実施いたしました。これは、近年、局地的な集中豪雨により甚大な被害が発生していることから、土砂災害警戒区域における情報伝達や避難誘導、要配慮者支援等を踏まえた訓練でした。

防災・安心地域委員会は、災害時にスムーズに情報伝達をするために、市災害対策本部と無線機を活用した情報伝達訓練を実施しました。メイン会場では、消防団等による水防工法訓練、消防署や警察署による救出救護訓練、自衛隊や赤十字奉仕団による給食訓練、ドローンを活用した物資搬送訓練等が実施されました。

この訓練には、地域住民約 400 人、関係機関約 300 人が参加いたしました。



水防工法訓練



救出救助訓練

自助・共助・公助について ～「災害発生後」編～

災害へのそなえには、「自助」「共助」「公助」の3つがありますが、その割合は、**自助7割、共助2割、公助1割**といわれています。
 「公助」には限界があり、自分の力で自分の身を災害から守る「自助」、近隣や地域の人々が協力する「共助」が重要です。
 今回は、災害発生後における災害へのそなえの取組方法について「自助」「共助」「公助」でできることをご紹介します。

※一般財団法人 日本防火・危機管理促進協会 発行
 危機管理ハンドブック⑨「もしも被災者になったら」から引用

自助

- 1 災害情報・気象情報・避難情報を集めましょう。
 - ・災害発生時には、テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車、ホームページ、あきる野メール配信サービス等の様々な情報伝達手段を活用して災害情報等を提供しています。積極的に情報を収集するようにしましょう。
 - ・無線確認ダイヤルを活用しましょう。
あきる野市では、防災行政無線で放送された内容を無線確認ダイヤルで24時間以内の放送を確認することができます。大雨等で内容が聞き取れなかった場合は、ぜひ活用しましょう。

◆フリーダイヤル
 電話番号：0120-558-540
 ※市内の固定電話から利用できます。



◆携帯電話等からかける場合
 電話番号：042-558-7777

共助

- 1 安否確認、救出・救護活動、避難誘導を行う
 - ・ご近所の皆さんの安否を確認しましょう。倒壊した建物などに挟まれている人がいないか声をかけたり、ケガの有無や程度を確認したりします。
- (救出・救護活動をする場合)
- ・救出活動では、瓦や木片、ガラスなど軽量なものから取り除いて下さい。重いものを取り除く場合は、複数人で対応し、連携をとりながら作業を行ってください。
 - ・挟まれた人を救出するには、角材などを使い「てこの原理」を利用して、がれきなどを持ち上げ、隙間をつくります。隙間ができたなら絶えず声をかけ、ケガの状態を確認しながら救出します。
- (避難誘導をする場合)
- ・要配慮者や避難行動要支援者を指定避難場所や指定避難所に誘導します。事前に場所と避難ルートを確認しておくことが重要です。

公助

生活再建に向けて



- 1 応急危険度判定
 - ・二次被害を防ぐため、建物の倒壊の危険性などを応急的に調査するものです。り災証明書を発行するための住家の被害認定調査とは異なります。
- 2 住家の被害認定調査
 - ・り災証明書を発行するための調査です。被害の程度により受けられる公的支援の程度が異なります。

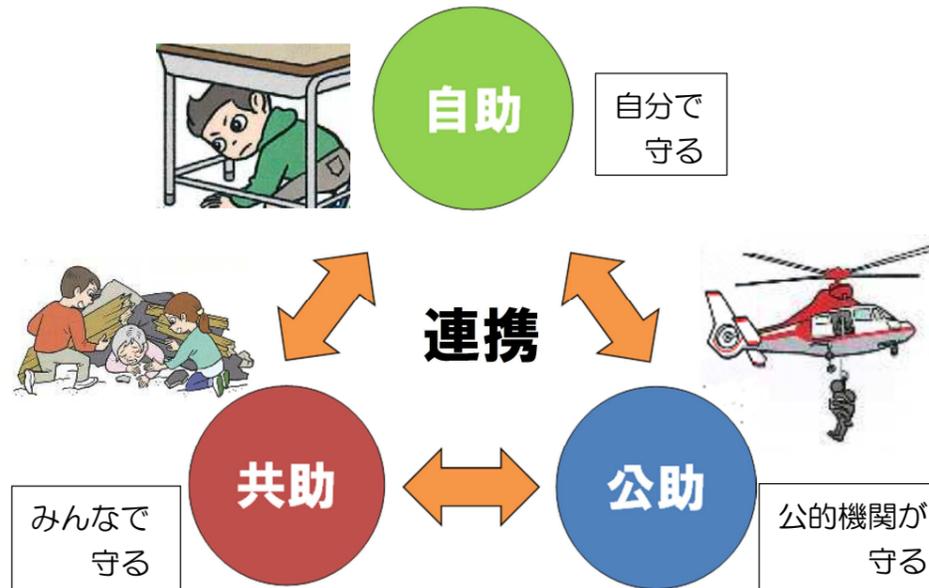
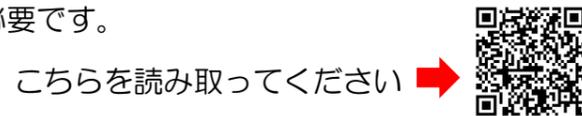


- 3 り災証明書の発行
 - ・被災後に支援金や義援金、税金の減免などの支援を受けるときに必要となる書類です。被害調査が終わった後に市に申請すると発行されます。



「あきる野市メール配信サービス」に登録しましょう！

市では、災害情報、気象情報、避難情報等を「あきる野市メール配信サービス」で配信しています。
 災害から身を守るには正確な情報を迅速に入手することが大切です。ぜひ、「あきる野市メール配信サービス」に登録しましょう。
 登録は、t-akiruno@sg-m.jp を直接入力するか、次のコードを読み取って、メールを送信してください。
 ※システム変更に伴い、あきる野安心メールに登録していた方も再度登録が必要です。



市でブロック塀等の撤去・設置工事に対する補助金制度が新設

あきる野市では、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害の防止を図り、災害に強いまちづくりを推進するために、危険なブロック塀を撤去し、安全なブロック塀や生垣に改善する場合に、その費用の一部を補助する制度が新設されました。

自身の所有するブロック塀等を点検し、倒壊の危険がある場合には、この制度を活用して、安心・安全なまちづくりを推進しましょう。

○撤去するブロック塀等

道路等に接している高さ1メートル以上で、ひび割れ、はらみ、傾斜など地震により倒壊し、人に危害を及ぼしたり通行を妨げたりするおそれがあるコンクリートブロック造、石造、れんが造、その他の組積造の塀及び門柱

○新たに設置するブロック塀等

建築基準法等に適合するもの。ただし、道路面から高さ1.2メートル以下とする。
※生け垣の高さ制限はありません

○補助額

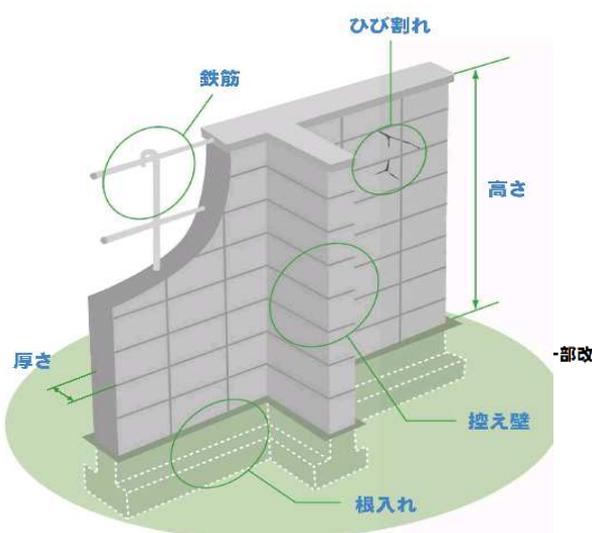
項目	補助額
ブロック塀等の撤去	撤去に要する費用と1メートル当たり 11,000 円を比較して低い額に10分の5を乗じて得た額（80,000 円を限度）
ブロック塀等の設置	設置に要する費用と1メートル当たり 29,000 円を比較して低い額に10分の3を乗じて得た額（120,000 円を限度）
生垣の植栽	植栽に要する費用と1メートル当たり 16,000 円を比較して低い額に10分の4を乗じて得た額（90,000 円を限度）

※制度の詳細は、あきる野市地域防災課防災係に問合せましょう。（電話：042-558-1111）
また、市ホームページに記載されておりますので、確認しましょう。

ブロック塀の安全点検をしましょう

平成30年6月18日、大阪府北部を震源とした最大震度6弱の地震が発生しました。この地震による、ブロック塀の倒壊が原因で死傷者が出てしまいました。事前にブロック塀の安全を確認していれば防ぐことができたかもしれません。

安心・安全なまちづくりのために、ブロック塀の安全点検をしましょう。



ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。

まず、外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

1. 塀は高すぎないか
 - 塀の高さは地盤から2.2m以下か。
2. 塀の厚さは十分か
 - 塀の厚さは10cm以上か。（塀の高さが2m超2.2m以下の場合には15cm以上）
3. 控え壁はあるか（塀の高さが1.2m超の場合）
 - 塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
4. 基礎があるか
 - コンクリートの基礎があるか。
5. 塀は健全か
 - 塀に傾き、ひび割れはないか。

出典：
パンフレット「地震からわが家を守ろう」
日本建築防災協会 2013.1 より一部改